

令和 元年第 4 回環境水道委員会

環境水道委員会会議録

開催年月日 令和元年12月9日(月)

開催場所 環境水道委員会室

出席委員 8名

福永洋一 委員長

小佐井 賀瑞宜 副委員長

古川 智子 委員

島津 哲也 委員

北川 哉 委員

吉田 健一 委員

三島 良之 委員

田尻 善裕 委員

議題・協議事項

(1) 議案の審査(1件)

議第168号 「指定管理者の指定について」

(2) 送付された陳情(1件)

陳情第26号 「気候変動に対する非常事態宣言を求める陳情」

(3) 所管事務の調査

午前10時56分 開会

○福永洋一 委員長 ただいまから環境水道委員会を開会いたします。

今回、当委員会に付託を受け、審査いたします議案は指定管理者の指定1件であります。このほか、陳情1件が議長より参考送付されておりますので、お手元に写しを配付しておきました。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

審査の方法としては、まず付託議案について説明を聴取した後、議案についての質疑を行い、次に、所管事務の調査として、執行部より申し出のあつております報告7件について説明を聴取し、陳情及び所管事務について、質疑を行いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福永洋一 委員長 御異議なしと認め、そのようにとり行ひます。

これより議案の審査を行ひます。

議第168号「指定管理者の指定について」の説明を求めます。

○梶田一郎 環境政策課長 環境水道委員会環境局資料をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

議第168号、熊本市森林学習館の指定管理者の指定について御説明いたします。

この施設につきましては、さきの6月議会で債務負担行為補正を御承認いただき、早速公募しましたところ、1社の応募がございまして、選定の結果、2、指定管理者の記載にありますとおり、株式会社パブリックビジネスジャパン、株式会社健康舎の共同企業体であります森林学習館管理運営共同企業体を候補者といたしました。

指定期間は、令和2年4月1日から3年間でございます。

4ページに選定委員の委員構成、申請団体、選定結果を記載してございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○福永洋一 委員長 以上で議案の説明は終わりました。

これより質疑を行います。議案について、質疑及び意見をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福永洋一 委員長 なければ以上で付託議案に関する審査を終了いたします。

これより所管事務調査を行います。

執行部より申し出のあっております報告7件について、順次説明を聴取いたします。

◎森正美 環境推進部長 熊本市第7次総合計画基本計画中間見直し素案について御報告いたします。

資料は別冊、環境局・上下水道局共通資料、熊本市第7次総合計画基本計画中間見直し(素案)でございます。

第3回定例会の環境水道委員会では、基本構想の見直し素案について御説明させていただきましたが、本日は、基本計画見直し素案について御説明させていただきます。

なお、計画見直しに係る審議事項につきましては、全体的な考え方や方向性は総務委員会で、所管事項は各常任委員会で審議することになります。

それでは、基本計画中間見直し素案の概要について説明し、その後、所管事項について御説明いたします。

資料の1の1、熊本市第7次総合計画基本計画中間見直し素案の概要についてをごらんください。

まず、1でございます。総合計画中間見直しの基本的な考え方でございますが、平成28年熊本地震により、市民生活に甚大な影響を受けていることや、新たな時代潮流や社会変化への対応を図る観点等から、全体的に見直しを行うことといたしました。

次に2、基本計画の主な変更内容でございます。1、計画の前提では、熊本地震の教訓、基本構想の目指すまちの姿と整合を図るために、「災害に強く、だれもが安心して暮らせるまち」を追記しております。また、新たな記載といたしまして、目指すまちの姿を実現するため、4、熊本地震からの復旧復興において、被災者の生活再建、防災・減災のまちづくり、記録と記憶の伝承と発信に最優先に取り組むことを記載しております。さらに、7、危機管理について、熊本地震の教訓や業務継続計画等を踏まえ、次の危機事象に対応するため、全面的に修正をかけております。

それでは、まず環境局の所管事項、分野別政策について御説明いたします。

資料の1の2、熊本市第7次総合計画基本計画中間見直し素案（新旧対照表）をごらんください。

主な変更点を御説明いたします。59ページをお願いいたします。

第5章、誇るべき良好な自然環境の保全と地球環境問題への積極的な対応では、プラスチックによる海洋汚染などの新たな課題、地球温暖化対策の推進、地域循環共生圏の考え方の追記など、おのおの修正を加えております。

60ページから62ページをお願いいたします。

まず、60ページ、第1節、良好な地球環境や生活環境の保全では、今後、脱炭素を見据えた温室効果ガスの大幅な削減を進める上での新たなエネルギー施策への転換の必要性を記載し、これに対応する事業概要といたしまして、61ページでございますが、(1)再生可能エネルギーなどの導入促進と、エネルギーの効率的な利用促進として、ゼロ・エネルギー・ハウスなどによる住宅・建築物のスマート化、あわせて蓄電池を活用することによるエネルギーの自家消費、熊本連携中枢都市圏の市町村と連携した地域循環共生圏を見据えた中長期かつ効率的な地域エネルギー施策の推進などを追記しております。

このほか、62ページ、(6)でございます環境啓発・環境教育の推進において、国際目標でありますSDGsの視点を追記しております。

63ページをお願いいたします。

第2節、魅力ある多様な自然環境の保全では、地下水質や地下水量の保全のための市域を越えた対策推進の必要性を記載し、これに対応する事業概要といたしまして、64ページ以降でございます(1)地下水の質と量の保全及び公共用水域の水質保全において、東部堆肥センターの適切な管理運営による地下水への硝酸性窒素負荷量の低減、節水の必要性の強い訴えかけによる実践行動につながるような節水市民運動の展開などを追記しております。

このほか、(3)くまもと水ブランドの発信において、アジア・太平洋水サミットを初めとした国際会議を通じた情報発信による国内外の水に関する諸問題の解決への貢献、(6)協働による上質な緑の創出と保全・活用において、全国都市緑化フェアを契機といたします市街地における市民の関心を高める質の高い緑化の推進などを追記しております。

66ページをお願いいたします。

第3節、持続可能な循環型社会の構築では、海洋、江津湖のような海洋以外の水域におけるプラスチックの汚染といった課題を記載し、これに対応する事業概要といたしまして、68ページでございます(5)プラスチックの資源循環及び(6)プラスチックごみによる公共用水域の汚染対策とプラスチックごみの流出抑制を新たに設けたところでございます。

67ページに戻っていただきまして、このほかに食品ロスに対応するため(2)食品ロスを含むごみの発生抑制の推進において、市民事業者への普及啓発、フードバンク活動への支援を追記しております。

また、68ページでございますように、(3)再使用・再資源化の推進において、持ち去り行為を撲滅するため、持ち去り行為者への対策強化を追加しております。さらに、(4)適

正なごみ処理の推進と体制の整備において、近隣自治体と連携したごみ処理の広域化検討を追記しております。

それでは、105 ページをお願いいたします。

第 8 章中、環境局関連分野として、第 8 節、総合的な汚水処理対策による良好な水循環の実現では、合併処理浄化槽普及の必要性を記載し、これに対応する事業概要といたしまして、106 ページにございます(2) 合併処理浄化槽の普及促進において、合併処理浄化槽への転換を進めるため、支援の拡充についての検討を追記しております。

環境局分の説明は以上でございます。

◎永戸成佳 総務部長 私からは、上下水道局が中心となり進めております分野別施策第 8 章、安全で利便性が高い都市基盤の充実の第 7 節と第 8 節について御説明をさせていただきます。

お手元の別冊資料の 102 ページをお願いいたします。

水道局を取り巻く環境は、料金収入の減少や施設の老朽化、熊本地震のような大規模災害の発生、水道法の改正など、近年、大きく変化しているところでございます。特に、熊本地震を経験しました本市は、平時のみならず、災害時における安定した上下水道サービス提供の要請が高まっていることから、施設の老朽化により更新事業、こちらも増大していくということを考慮しまして、今回の見直しのポイントとしましては、災害対策と更新事業について施策体系中に明確に位置づけをしたところでございます。

102 ページ、第 7 節、安全でおいしい水道水の安定供給では現状と課題におきまして、災害対策と更新事業について記載しまして、次の 103 ページの施策体系へとつなげているところでございます。

次に、105 ページをお願いいたします。

第 8 節、総合的な汚水処理対策による良好な水環境の実現でございます。第 7 節と同様に 2 つの見直しポイントでございます災害対策、更新事業、こちらを記載しますとともに 106 ページの体系図におきまして、新たに基本方針、災害に強い下水道の確立をさらに更新事業として主な取り組み、老朽化施設の計画的な更新を打ち出したところでございます。

以上で基本計画中間見直し素案の説明を終わります。

今後、来年第 1 回定例会の議案の上程に向けまして、適時、議員各位また市民の皆様の御意見を拝聴しながら見直し作業を進めてまいりたいと思っております。

◎永田努 水保全課長 第 3 次熊本市地下水保全プランの策定について御説明させていただきます。

委員会資料に戻っていただきまして、環境局分でございます黄色の方の 5 ページをお願いいたします。

まず、プラン策定の趣旨でございます。本プランは、熊本市民の宝である良質で豊富な地下水を後世に確実に守り伝えるために、市民、事業者、行政一体となり取り組む地下水の質・量の対策や熊本の地下水が織りなす魅力を都市ブランドとして情報発信する施策を示し、

安全安心な上質な生活都市を目指すものでございます。

次に、第3次プランの位置づけでございますが、熊本県と熊本市を含む11市町村で策定しております熊本地域地下水総合保全管理計画及び第3期行動計画を上位計画としております。第3次プランの計画期間は令和2年度から令和6年度までとしております。

6ページから、9ページまでは、第2次プランまでの取り組みの成果と課題でございます。6ページの基本方針1、地下水及び公共用水域の水質保全につきましては、成果指標であります硝酸性窒素濃度の環境基準であります10ミリグラムパーリットルを超えた井戸の割合は第2次プラン策定時の平成26年度、19.0%に対し、平成30年度18.4%と若干改善をしております。硝酸性窒素削減対策につきましては、効果があらわれるまでには長期を要しますことから、引き続き対策を実施する必要があるとございます。

7ページの基本方針2、地下水量保全につきましては、これまで長年にわたり行ってまいりました白川中流域におけます水田湛水事業、水源涵養林整備などの効果により、市内20カ所、33本の井戸の水位は横ばいから上昇傾向にございます。

8ページの地下水採取量につきましては、企業の水利用の効率化、また農業用利用が減少したことで、着実に減少しております。また、平成17年度から節水市民運動を実施しておりますが、節水意識の定着や節水器具の普及によりまして、1人1日当たりの水使用量は減少しております。

9ページ、基本方針3の広域連携協働につきましては、くまもと地下水財団を中心的な組織といたしまして、地下水道を共有いたします11市町村及び県と広域的な地下水保全に取り組んでおります。基本方針4の水ブランドの発信につきましては、本市の市民、事業者、行政が連携しました広域的な地下水保全への取り組みは、国連生命の水最優秀賞を受賞するなど、世界に認められたところでございますが、良質な地下水が織りなすさまざまな魅力を総合的なブランドとして発信を行う必要があるとございます。

10ページでございます。

第3次プランの基本目標及び基本方針でございます。第3次プランでは、第2次プランの基本方針を引き継ぎ、これまで効果のあった取り組みについては、継続強化してまいります。中ほどに第3次プランの目標値をお示ししております。水質保全につきましては、第2次プランまでの硝酸性窒素濃度が10ミリグラムパーリットルを超過している井戸の割合について、5%以下にするを目標にしておりましたが、令和6年度までの短期間での達成が難しいため、新たに土壌分析に基づく適正施肥検討農家数を対象農家2,057全戸での実施及び東部堆肥センターの供用開始に伴いまして、東部地域におけます家畜排せつ物の適正処理量100%を目標としております。

水量保全の地下水涵養につきましては、第2次プランの目標値でございます3,000万トン継続するものでございます。地下水採取量の目標値は、第2次プランでは目標値1億1,117万トンを実績1億909万トンと達成してございまして、第3次プランでは、1億600万トンを目指してまいります。

次に、市民1人1日当たりの生活用水使用量につきましては、第2次プランでは218リットルを目標としておりましたが、第3次プランでは210リットルを新たな目標といたします。

11 ページ、第3次プランでの主な取り組みでございます。基本方針1の地下水及び公共用水域の水質保全につきましては、新たに整備いたしました東部堆肥センターを活用した家畜排せつ物の適正処理を行い、地下水への窒素負荷量を削減してまいります。

基本方針2の地下水量の保全につきましては、白川中流域における湛水事業の拡充や、水源涵養林の適正管理を行ってまいります。また、節水啓発のさらなる強化や事業者・関係団体等と連携し、1人1日当たりの生活用水使用量210リットルを目指してまいります。

基本方針3の広域連携や協働による地下水の保全につきましては、くまもと地下水財団と連携し、硝酸性窒素削減など、熊本地域での広域的な地下水保全対策に率先して取り組んでまいります。

基本方針4のくまもと水ブランドの発信につきましては、地下水だけではなく、良質な地下水とその地下水により育まれます農産物や食、自然環境、歴史や文化などを融合させ、総合的なブランドとして発信し、訪れたいまち、住みたいまちにつなげてまいります。

また、来年2020年10月に本市で開催いたします第4回アジア・太平洋水サミットなどの国際会議で、本市の地下水保全の取り組みを国内外で広く発信、共有することで、SDGsの理念を踏まえ、国内外で水に関する諸問題の解決に貢献してまいります。

御説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

◎千原直樹 ごみ減量推進課長 引き続き13ページをお願いいたします。

資源物等の持ち去り行為防止対策強化に係る条例改正案について御説明申し上げます。

おめくりいただきまして、14ページをお願いいたします。

資源物等の持ち去り行為について、これまでの経緯でございますが、本市では、平成19年に廃棄物に関する条例を改正し、ごみステーションから資源物等を持ち去る行為を禁止しております。改正した条例には、持ち去り行為の禁止命令違反者に対し、罰則を設け、これまで9名が逮捕されております。

下段の課題についてでございますが、車両を使い多量に持ち去る行為や交通法規を無視した危険な運転等悪質な行為も発生しており、苦情も少なくない状況でございます。また、同行為は、市民のごみ減量・リサイクル意識の低下を招くとともに、市の資源物等の売却益にも影響を及ぼすため、対策を強化する必要があると考えております。

持ち去り行為に対する対応状況、市民の声等で寄せられた主な意見につきましては、記載のとおりでございます。

市が回収した資源物等の売却益につきましては、年間約2億2,000万円ですけれども、約2,600万円の損失額が発生していると試算しており、売却益の約1割強が持ち去られている状況でございます。

また、条例改正から10年以上経過した現在においても、依然持ち去り行為は横行してい

る状況であり、このようなことから、さらなる規制の強化が必要と検討したところでございます。

15 ページをお願いいたします。

現在、持ち去り行為撲滅に向けて、次のような取り組みを行っております。持ち去り行為者への対策といたしまして、職員による早朝パトロールに加え、本年5月から警備会社による巡視パトロールを拡充いたしました。

また、持ち去り物の売却を防ぐ環境づくりといたしまして、今年度から、「持ち去り物買取拒否宣言店」制度をスタートいたしました。これは、買取業者から買取拒否宣言書の提出をしていただき、右側に記載しております買取拒否宣言店の表示を店頭に掲げていただくものでございます。そのほか、持ち去りを防ぐ環境づくりといたしまして、右側に記載の持ち去り禁止テープやチラシを市民の方々へ配付しております。

これらの取り組みを確実なものとし、悪質な行為等を規制するためには、条例改正を行う必要があると考え、骨子案を取りまとめました。下段の改正条例骨子案ですけれども、新たな規定として、②持ち去り行為者等への立入調査、⑤禁止命令に違反した者の氏名等をHP等で公表、⑦買取業者は持ち去り行為の禁止に違反した物の買取の禁止、⑧買取業者への立入調査、⑨買取禁止に違反した者に指導・勧告、⑩勧告に違反した者の名称等をHP等で公表。

以上を条例に盛り込むことで規制の強化を図り、持ち去り行為の撲滅に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

おめくりいただきまして、16 ページをお願いいたします。

条例改正の効果につきましては(1)持ち去り行為禁止命令違反者の氏名等の公表を規定することで、持ち去り行為の抑止を図るとともに、買取業者へ公表された者の情報を提供し、違反者でないかの確認を行ってもらい、持ち去り物の売却を防ぐ環境を構築することができるものと考えております。(2)持ち去り物の買取禁止及び勧告違反者の名称等の公表を規定することで、上記と同様に売却を防ぐ環境を構築することができるものと考えております。3つ目のポツですけれども、勧告違反者の名称等の公表により、買取行為の抑止を図り、持ち去り行為の撲滅につなげていけるものと考えております。(3)立入調査権限の明文化についてでございますが、調査権限を条文に明記することで条例違反者への指導・勧告をより確実なものとするものと考えております。

最後に、下段の今後のスケジュール案でございますが、議会終了後の12月19日から市民の方々の御意見を拝聴するためのパブリックコメントを実施した後、来年令和2年第1回定例会へ条例改正案を上程したいと考えております。議決をいただきましたならば、半年の周知期間を設けて、来年10月から施行したいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎後藤滋 環境施設課長 引き続き、17 ページをごらんください。

東部環境工場の延命化整備及び東部環境工場を活用した燃やすごみの広域処理について

でございます。

まず、1点目の東部環境工場の延命化整備についてでございます。

平成6年に稼働を開始し、令和6年度に耐用年数を迎える東部環境工場について調査を行った結果、経年劣化が見られるものの、整備を行うことにより延命化が可能であることが確認できました。このことに伴い、延命化を実施する場合と新設する場合とコスト比較を行ったところ、延命化を行う方が財政負担を軽減できることが確認されました。したがって、今後も本市の燃やすごみの適正処理を維持するため、令和4年度から整備を行い、令和21年度までの延命化を図ってまいります。

次に、2点目の東部環境工場を活用した燃やすごみの広域処理についてでございます。東部環境工場については、焼却能力に余力があるため、近隣自治体との広域連携については、相互にメリットがございます。現在、焼却工場の新設を計画されている益城町、嘉島町、御船町、甲佐町、山都町の5町で構成する熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会においては、熊本地震の影響で建設が遅延されておりこの協議会と元協議会メンバーである西原村の燃やすごみ受け入れの広域連携について協議を行ってまいります。

以上の2点の内容について、10月に地元自治会に説明し、11月末に住民説明会を開催いたしました。住民説明会については3回行い、47名の方が参加されました。主な御意見と御要望としましては、農業振興地域の指定解除や都市計画見直しなどによる地域振興、周辺道路の補修、交差点の信号設置などがございました。御意見・御要望については、関係部署と連携を図り、住民の意向に沿えるように努めてまいります。

4の今後の予定でございます。延命化整備については、令和4年度からの実施に向け、来年度より施設の性能水準を長期間保つことを目的として策定する長寿命化総合計画や延命化整備の発注に向けた設計書等の作成を行ってまいります。

燃やすごみの広域処理の検討についてでございますが、関係自治体間において、令和7年度からの広域連携について、受け入れ体制等の具体的な内容を協議してまいります。

説明は以上でございます。

◎江藤徳幸 経営企画課長 熊本市上下水道事業経営戦略の策定につきましては、第2回定例会の本委員会で概要を説明させていただきましたが、このたび、経営戦略素案及び前期実施計画素案を策定いたしましたので、報告させていただきます。

説明は、経営戦略素案概要で説明させていただきます。環境水道委員会資料上下水道局の1ページをお願いいたします。

この経営戦略は、上下水道事業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための、中長期的な経営の基本計画でございます。構成のイメージですが、経営戦略と実施計画の2階建ての計画としており、経営戦略では今後10年間の理念、将来像、基本方針を定め、実施計画では前期、後期に分け、具体的な取り組みと10年間の財政見通しを定めております。

今回の実施計画は、前期5年の実施計画でございます。計画の位置づけでございますが、経営戦略は現在見直し中の熊本市第7次総合計画や国が策定している各事業ビジョンと整

合するとともに、現在の上下水道事業の最上位計画である上下水道事業経営基本計画を継承するものでございます。

下段ですが、この経営戦略では上質な上下水道サービスを提供し続けることを上下水道事業の理念として掲げております。理念策定の背景のとおり、事業環境は厳しくなっていますが、上下水道の根源的な使命・サービスをより上質にいつまでも提供し続けることといたしております。

続きまして、2ページから3ページは、上下水道事業が目指す4つの将来像でございます。事業を取り巻く環境の変化としてSDGsやソサエティ5.0など、大きな視点と事業に直接影響を及ぼす人口減少や施設の老朽化などの課題を踏まえ、将来像を設定いたしております。

まず、2ページ上段の将来像1、快適で安全安心な都市生活を支え続けるでは、安全安心をキーワードに、平時はもとより、災害時においても上下水道サービスを提供し続けることで、安全安心な市民生活、経済活動を支え続けていくことを目指しております。

次に、下段の将来像2、循環型社会の構築に貢献し続けるでは、環境保全をキーワードにエネルギーや資源が循環する社会の構築に貢献し続けていくことを目指しております。

次に、3ページ上段の将来像3、お客様から信頼されるとともに、質の高いサービスを提供し続けるでは、信頼をキーワードに、お客様にわかりやすく伝わりやすい広報や、職員の技術力向上などによってお客様と信頼関係を築いていくことを目指しております。

最後に、下段の将来像4、安定した事業経営では、持続をキーワードに世代間負担の公平性などの観点から、財源構成を検討し、将来にわたって安定的に事業を運営していくことを目指しております。

続きまして、4ページから5ページまでは、将来像実現のための基本方針と基本方針ごとの主な取り組みを掲載いたしております。

まず、4ページ上段では、将来像1を実現するために、基本方針1、適切な維持管理と計画的な整備、基本方針2、災害に強い上下水道の確立という基本方針のもと、水道水質の管理や施設等の維持管理、整備、耐震化、浸水対策、災害時対応能力の強化に取り組んでまいります。主な検証指標は記載のとおりでございます。

次に、下段では将来像2を実現するために基本方針3、水循環の保全、基本方針4、資源・エネルギーの循環促進という基本方針のもと、地下水保全、公共用水域の保全、省エネ等の取り組みを進めてまいります。

次に、5ページ上段では、将来像3を実現するために、基本方針5、お客様の視点に立ったサービス提供、基本方針6、お客様からの信頼される職員の育成という基本方針のもと、お客様のニーズの把握や職員研修の充実に取り組んでまいります。

最後に、下段では将来像4を実現するために、基本方針7、財政見通しに基づく事業経営、基本方針8、経営基盤の強化という基本方針のもと、財政見通しに基づく事業経営やさらなる経営健全化の取り組みを進めてまいります。

続きまして、6ページから7ページまでに3会計の財政見通しの結果を掲載いたしております。

財政見通しでは、今後の取り組みの中で必要となる建設改良費や維持管理経費を見込んでおり、財源も試算いたしております。

まず、6ページ上段の水道事業会計ですが、純損益は期間中黒字を確保する見通しでございます。また、今後の人口減少を見据え、将来世代への過重な負担とならないように、企業債の新規発行額を抑制し、内部留保資金を投資財源として、適切に活用していくことといたしております。この結果、計画期間中におきましては、現行の料金水準を維持できる見通しでございます。収益的収支と、資本的収支の10年間の累計や補填財源の流れにつきましては、イメージ図を御参考いただきたいと思います。

次に、下段の下水道事業会計ですが、純損益は期間中黒字を確保する見通しでございます。また、水道事業同様、企業債の新規発行額を抑制し、内部留保資金を投資財源として適切に活用していくことといたしております。この結果、計画期間中におきましては、現行の使用料水準を維持できる見通しとなっております。

最後に、7ページの工業用水道事業会計ですが、純損益は一般会計からの補助金の繰り入れにより収支均衡としております。内部留保資金はほぼ増減なく、熊本地震に借り入れた企業債は期間中に完済予定でございます。料金水準につきましては、水道、下水道同様、期間中は現行水準を維持できる見通しでございます。

最後に、今後の予定でございますが、議会終了後の今月末からパブリックコメントを行い、来年3月中の計画策定を予定しているところでございます。

説明は以上でございます。

◎上田信一 計画調整課長 水道施設更新計画について御説明いたします。8ページからになります。

まずは、1番の水道施設整備の概要についてでございますが、熊本市の水道事業は大正13年の給水開始以来、市域の拡大と人口増加に伴う拡張事業を重ねてまいりました。約74万市民の生活を支える基盤施設となっております。この水道施設更新計画は、上位計画であります経営戦略の実施計画として、更新・耐震化計画を策定するものでございまして、第6次拡張事業計画とあわせて、水道施設の整備更新の両輪として推進していくものでございます。

次に、2番目、これまでの更新事業としましては、下に表がございまして、昭和54年度の第1期配水管整備事業におきまして、石綿セメント管の更新事業から始まり、塩化ビニル管、鋳鉄管など、管種を限定して計画的な管路更新を実施してまいりました。平成21年度からは、水道施設整備実施計画を策定し、老朽化した管路だけではなく、施設に対しましても計画的に更新・耐震化を図ってきているものでございます。

今回、この計画を一部引き継ぎまして、水道施設更新計画を策定するものでございます。次に、3番目、課題としましては、昭和40年代後半から整備した多くの水道施設が更新時

期を迎えること、また熊本地震により被害を受けたことから、その課題や教訓を生かし、水道施設を強靱化すること、そして人口減少による料金収入減少による厳しい経営環境であることなど、健全経営のための計画策定が求められております。

次に、9ページをごらんください。

今回の目的でございますが、経営戦略に求められる持続可能な健全な経営のため、施設や管路の更新・耐震化を実施するとともに、更新費用の平準化と経費縮減に取り組んでまいります。また、さらには、熊本地震の経験から災害対策の強化、そして主要な施設の強靱化についても取り組んでまいります。

次に、5番目、計画の概要についてでございます。計画期間は令和2年度から、令和11年度までの10年間、総事業費は約343億円、主な事業としましては、下に4つテーマを挙げてございますが、1つ目が主要な施設であります健軍水源地、秋田配水場の更新・耐震化などの施設の機能強化、2つ目が老朽化した取水井の掘り直しによる取水井の機能回復、3つ目が基幹管路の更新・耐震化や、災害時に水が不可欠な医療機関などの重要給水施設に至る管路の耐震化による管路の機能強化、そして災害時対応能力の強化ということになっております。

次に、6番目は目標指標としましては、下に枠がございます。3つ掲げさせていただいております。

続きまして、10ページをごらんいただきたいと思っております。

これは10ページ以降が計画概要の具体的な取り組みの内容ということになります。最初の①適切な資産管理と計画的な改築・更新についてですが、厚生労働省のアセットマネジメントに関する手引きに準じまして、中長期の更新需要を把握し、適切な維持管理に努めることで、法定耐用年数を超えても支障なく使用できる実績から、法定耐用年数を1.5倍に設定し、コスト縮減と平準化を図ってまいります。

次に、②取水井の計画的更新でございますが、経過年数、老朽度などを総合的に評価しまして、その結果、20本の井戸について掘り直しを実施することとしております。井戸のある同じ位置に掘り直しができるような、新技術を採用したり、耐用年数が長くて費用が安い新材料を採用して、計画的な掘り直しを行ってまいります。

下に写真がございますが、左側が丸印にありますものが井戸の位置をあらわしてありまして、大きさが取水量の多さ、色が経過年数をあらわしてあります。右側は、去年健軍1号井の掘り直しを実施しておりますが、その掘り直します前の写真が上、掘り直した後の写真が下ということになってございます。

次に、11ページをごらんください。

③番、基幹管路の耐震化についてでございます。熊本地震で基幹管路が被災し、広域断水が発生したことから、耐震化や二重化に取り組むとともに、主要管のネットワークや災害時のバックアップ体制の強化を図ってまいります。

下の図が主要管路のネットワークのイメージ図になります。市内をネットワーク化する

というようなイメージになります。次に、④の小口径管路の耐震化についてでございます。熊本地震後、見直しとなった断層に対しまして、新たな断層が発見されてございますが、管路被害予測を行い、被害件数が多い区画を再抽出しまして、耐震性の低い配水管の更新を行います。下の図がメッシュ図になりまして、管路被害の結果を色分けしたものでございます。

最後に5番目、重要給水施設管路の耐震化でございます。本市の重要給水施設につきましては、熊本地震の経験を踏まえ、熊本市地域防災計画に位置づけられております災害時の防災拠点となる災害対策本部を追加いたしました。下に重要給水施設管路のイメージ図等をあらわしておりますが、井戸から、配水場から水を送りまして、配水本管、配水支管を通過して医療機関、災害対策本部へ通じる管路のイメージをあらわしたものでございます。右側が、その重要給水施設の一覧表ということになってございます。左が拠点病院、右側が災害対策本部となっております、青く色をつけているものがまだ未整備のところということになってございまして、重要給水施設16カ所のうち、未整備11カ所について、そこまで至る配水管が地震により、水道管が破損し、水が送れなくならないように、優先して耐震化を図るものでございます。

最後に上下水道局としましては、今後もいつまでもおいしい水が飲める安全な水道、地震などの災害に強い強靱な水道、健全で安定的に事業運営が可能な持続可能な水道を目指して水道施設の整備を進めてまいります。

説明は以上になります。

◎猪口浩二 下水道整備課長 私からは、下水道管路の熊本地震災害からの復旧状況について御報告申し上げます。

上下水道局分の12ページをお願いいたします。

下水道管渠におきましては、災害査定中28件中、青色で着色しております完了した工区が9月議会で報告いたしました23件より24件となり、1件の竣工を迎えております。緑色で着色いたしました4件が現在施工中でございます。なお、この4件の工区につきましては、年度内の竣工をいたします。なお、管渠の復旧率は、9月議会で報告いたしました8月末現在の約90%より、11月現在で約94%となっております。

以上で下水道管路の災害復旧工事進捗状況の報告を終わらせていただきます。

○福永洋一 委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

陳情及び所管事務について、質疑及び意見をお願いします。

◆古川智子 委員 これはお尋ね、確認なんですけれども、環境局の説明資料6ページにあります、地下水の硝酸性窒素濃度で課題があるところは赤印でしてあります。東部は堆肥センターが開始になりまして、大分おさまってきていますが、北部の方も同じように赤印がまだ高いというのは、やはり家畜か何か原因というのと、あと、私が住んでいる西部にも、赤いものがあるので、その理由をお知らせください。お願いします。

◎永田努 水保全課長 北部と西部に環境基準を超えた井戸が点在しておりまして、こ

の地域の汚染の原因は北部であれば、スイカ、メロンと、西部であればミカン、果樹栽培への化学肥料の過剰施肥です。ということで、この2地域につきましては、10年来、農水局とも連携しまして、適正施肥の推進ということで、最小限の化学肥料をまいていただくということを推進してきたところでございまして、特に近年、化学肥料の値段が高騰しているものですから、農家も適正施肥をした方が、自分たちの懐にも優しいと、なおかつ地下水にもよいということを十分今御理解いただいております、既にこの2地域については、適正施肥がなされてきたことによりまして、地下水の濃度は改善傾向に移りつつあるという状況にございます。

◆古川智子 委員 ありがとうございます。

私自身も、やはりおいしい農作物をつくってほしいといったところと、農家はどうしても化学肥料を使わなければならない現状がある。具体的なものは言えないのですけれども、やはり環境にこれだけ害を与えるといったところをお知らせしながら、農水局の方々と何かしら、地域の環境プラスつくっていくという、折衝値というか、そこを私たちも何かいい案を考えていかなければいけないなというふうに思いました。ありがとうございます。

○福永洋一 委員長 回答はいいですか。

◆古川智子 委員 そうですね、確認ということで大丈夫です。ありがとうございます。

○福永洋一 委員長 ほかありませんか。

◆北川哉 委員 環境局の第3次熊本市地下水保全プラン策定の中の10ページで、3次プランの目標値の地下水人口涵養量の中の、熊本市域地下水総合保全管理での目的値のところは年間7,300万トンとなっている、その目標値が急に下がっていると。この乖離しているところが下の説明をちょっと一生懸命に読んだんですけども、要は目標涵養量に対しては難しいかもしれないけれども、現状維持としていきたいという考え方でよろしいのでしょうか。

◎永田努 水保全課長 10ページの下の方に、ちょっと小さくて申しわけありませんけれども、令和6年度の必要涵養量として、地域の必要涵養量として7,300万トンという数値がございまして。これは熊本市を含めると、熊本市域11市町村が目指すべき涵養量といたしますか、この涵養量を達成すれば、過去地下水がある程度豊富で、水質も汚染が余りなかったというときの状況に戻せるといった、理想的な状況を目指しての数値になります。

今回、県の方で、実際の第3期行動計画は、見直しをされておまして、その中での実現達成可能な数字として、3,800万トンという数字が設定されております。熊本市域の現時点での年間の涵養量が約2,800万トンでございまして、それプラス令和6年度までに約1,000万トンが必要になるということで、この実現可能な数字というところで設定がなされたというところでございます。

熊本市が7,300万トンのうち、人口割でいきますと6割相当の人口を熊本市が占めておまして、7,300万トンのうちの6割ということになりますと、おおよそ4,380万トンくらいになるんですけども、そのうちの熊本市は3,000万トンを目指すということで、今回の

プランをつくったものでございます。

◆北川哉 委員 ありがとうございます。

理想的な数字より、実現可能なところを目指すということで、頑張っていたきたい、私も地下水保有林をこの前下草刈り行ってきたんですけれども、すごく大事なことだと思いますし、私たちも地下水の恩恵を受けている点から、これからも鋭意頑張っていたきたいと思います。

すみません、あと1点続けてよろしいでしょうか。

中間見直しの素案の中の59ページの中にあります、第5章誇るべき良好な自然環境保全と地球環境問題への積極的な対応ということで、中段ほどに、地球温暖化対策の国際的な取り組み、パリ協定によりという文言が入っているのと、先ほど女性の方が来られた陳情に関する内容が何かすごく似通って、ちゃんと入っているのかなと思いますけれども、恐らく陳情に来られた方の言いたいことは、これを緊急事態宣言として、市に情報発信してほしいということで、陳情書の中に書いてある政策実現が求められているところは、この素案に入るのでできると思うんですけれども、例えば、国際的にCO2削減で直接的に温暖化はストップしないという人もおられたりして、難しいとは思うんですよね。熊本市として出すのは難しいとは思いますが、例えばこの陳情書にあるような内容を、この7次プランに組み込んでいくことというのは、実現は可能なのでしょうか、それはもう考えてはないということでしょうか。お答えお願いいたします。

◎榎田一郎 環境政策課長 今回、陳情いただきました気候非常事態宣言ということでございますけれども、こちらにつきましては、今御存じのとおり、大型台風が激甚化している、激化の豪雨災害が頻発しているというところを見ますと、気候が非常におかしくなってきたというものは、皆さん承知のことだと思います。国連の機関のIPCCですとか、そういったところもこの温暖化の影響というのは間違いないというふうに言っているところでございます。

この非常事態に当たるかどうかということだろうと思います。私どもは、関係局としても、この計画に示しておりますとおり2050年に80%の温室効果ガスを削減していきたいという計画を挙げているところであります。こちらに対して、今すぐこの非常事態宣言を宣言して、大々的に優先順位を高めて、市の政策としてやっていくべきかどうかだろうというふうに考えてございます。こういったことにつきましては、市の施策の位置づけですとか、そういったものについては、やはり各局、議会の皆様、市民の皆様とのコンセンサスが必要だろうというふうに考えてございます。したがって、今のところこの計画をもってするというふうな考えでございまして、非常事態宣言につきましては、今のところ検討させていただきたいということでございます。

後々には、2050年には温室効果ガスを低減していきたいと、可能なことであろうというふうに考えてございます。

◆田尻善裕 委員 今のお話を聞いて、結局、非常事態宣言といっても危機感だけあおっ

てもしょうがないので、現実的にどうするかというのが大事だと思うんですね。それで今、政令市で始まっていますSDGsを採用したわけですから、それを骨組みに入れた素案ができていますので、そういう関心のある人たちにも、素案によく入ってもらって、提案してもらおうとか、そういうこともやっていただければと思います。より実効性のある、本当にやる価値のあるべき素案につくり上げていただきたいと思いますので、よろしく願います。

○福永洋一 委員長 要望でいいですか。

何かあれば。

◆田尻善裕 委員 では、局長から今の、そういうふうな努力をしていただけるかどうかをお尋ねします。

◎勝谷仁雄 環境局長 一応、今回の7総の中間見直しに当たりましては、まさに陳情でありますような、温暖化の影響という部分は、私どもの環境局といたしましても、非常に重要な事項というふうには捉えております。

その中で、低炭素から脱炭素というふうな世界的な流れの中で、より温暖化対策に向けて、どのような施策を具体的に進めていくかというふうな部分は盛り込ませていただいたというふうには理解しております。ただ、今、田尻委員がおっしゃられましたように、今後、これが年明けからパブリックコメントみたいな形で市民の皆様の御意見を聞く段階に入りますので、そういうような中で、いろいろ出てきた御意見等も逐次反映させていただきながら、最終的にはよりよい計画にしていければというふうに思っているところではございます。

○小佐井賀瑞宜 副委員長 今の件で、私の方から要望を申し上げておきたいと思いません。

I P C Cの方から、2020年度で、第6次評価報告書が提出されるというふう認識いたしております。そういったことを含めまして、自治体、それと市民の団体、共有を図られますように、お願いしておきたいと思えます。

○福永洋一 委員長 よろしく願います。

ほかにありませんか。

◆古川智子 委員 すみません、先ほど北川委員と田尻委員もおっしゃいました、勝谷局長からもお答えがありましたけれども、補足させていただいてよろしいでしょうか。

先ほど、陳情にいらっしゃった方なんですが、先月29日に気候変動に対するマーチを行って上通の方から市役所まで歩いて、梶田課長の方に署名を1,600件届けました。私は偶然、先月中旬くらいに下通を歩いておりましたところ、先ほどの方が署名活動をされていらっしゃったんですね。それでお話を伺ったら、やはり気候非常事態宣言を出していただいて、まずはこの危機を、今気候が変動していることに対しての周知を図りたいといったところが目的、いろいろな手だては後でもいいので、これだけ署名していてもみんな知らないんだということを、今、漠然とお話しされていたからこそ、今から動かなければいけないって、

利益を求めず、署名をされていました。マーチをされた29日、私も一緒に上通から歩いていますが、課長の方に署名を届けるのもお手伝いしたのですが、結果的に3週間で1,600名の署名を集められたことに関しては本当にすごいなと思いました。

日本では、市では長崎県の壱岐市が9月末、それから10月上旬に鎌倉市が気候非常事態宣言、先日、長野県が宣言されています。先日、熊本日日新聞でも記事でもありました、熊本県が2050年CO2排出ゼロを目標にする、ちょっと具体的な例は示されていませんでしたが、そういった方向性で今打ち出しています。

そういった背景と、あと先日、勝谷局長からもいろいろお話を伺ったところ、東部環境工場、西部環境工場、発電して、自分たちの施設で消費するRE100まではいかないですけれども、今RE40ぐらいがもう達成されているといったことを考えると、危機意識を高める、プラスやれていることはやっているの、何か、気候非常事態宣言を出す価値というのはあるなというふうに感じながら、先ほど、第7次総合計画、私も62ページの(6)国際社会の目標であるSDGsの視点を踏まえて、いろいろ書いてありますが、持続可能な社会づくりの担い手を育成しますと書いてあるんですね。私はまさしくあぁいった方々がどんどん出てこられることで、行政がしなくても、市民活動といったところで、私たちが本当にやりたいことを、自発的にやってくれるんじゃないかなというふうに考えたんですね。

そういったことも踏まえて、ぜひ前向きに気候非常事態宣言といったものを出されてもいいんじゃないかなというふうに考えます。

すみません、長くなりましたけれども、私も要望をいたします。

○福永洋一 委員長 要望ということでよろしいですか。

ほかにありませんか。

◆田尻善裕 委員 今回の古川委員のお話は、例えば委員会でこれからいろいろ考えて、委員会から執行部に申し入れるというのも、一つの方針だと思いますし、そういう大きい話もありますけれども、今、ちょっと個別の案件を幾つかちょっとお尋ねしたいと思います。

私は、中間見直しの63ページで、左の一番下に、街なかに緑が多いと感じる人の割合というので数値目標があるんですけども、これをどのように理解すればいいのか。例えば、公園の比率なんかは、熊本県というのは全国的にちょっと平均値以下だったと感じていますが、街なかという街なかというのは、どういう意味なんですか、中心市街地ということですか、何か熊本にはやはりまちなかに住んでいる人もおれば、ちょっと自然の豊かなところに住んでいる人もいらっしゃるんですけども、これをどういうふうな目標にしていらっしゃるのですか。

◎松本光裕 環境共生課長 この街なかという表現は非常に曖昧でございますけれども、環境アンケートというところの、総合計画のアンケートと、環境局独自にやっているアンケートもございまして、その表現を昔からそのデータが蓄積されているものですから、そういった形で街なかに緑が多いというふうに記載しております。

確かに委員がおっしゃるとおり、まちなかなのか、地域なのか、熊本市域なのかというの

は、非常に曖昧な表現ではありますが、これまでもそのアンケートをずっとデータとしてやってきたものですから、そういった表現をさせていただいております。

◆田尻善裕 委員 難しいですね。非常に難しい。漠然としているから変えるべきではないのという意見も言えるし、市民が全体的に熊本は多いなという、イメージのデータなのかなということで、非常にちょっと回答に困ります。

○福永洋一 委員長 そうですね。

ほかにありませんか。

◆島津哲也 委員 すみません、中間見直しの上下水道関係で、102 ページに第7節で安全でおいしい水道水の安定供給というところで、現状と課題で非常に詳しく書いてあるんですが、最後の3行目から水道法の改正を踏まえ、将来にわたって水道水の安定供給を維持するために、水道の基盤強化に取り組むことも不可欠ですというところがあるんですけども、最初の方詳しく書いてあって、最後ざっくり感がちょっと感じられるんですけども、例えば、私も水道法の改正とか、きょうの経営戦略の方も説明をいただいたんですけども、その中にも官民連携の推進とか、そういうことの拡大とかそういうことが入っているんですけども、今回の現状と課題には何も入っていないので、そういうところが何か最後ちょっとざっくりと感じたところであるんですけども、皆さんいかがでしょうか。

自分としては、何かしっくりこないというか、もやもやとしているんですけども。

○福永洋一 委員長 これは、委員長、副委員長説明の中にもあって、水道法は、きちんと水道事業をなささいよとなっているけれども、民間委託もうたっているんですね。その辺も含めてざっくり感という表現でしたけれども、やはり国が何を求めている、何をすべきかというところをきちんと明記すべきではないかという発言だと思っておりますが、何か回答があれば。

◎永戸成佳 総務部長 すみません、今ざっくりとした表現ということでございましたが、これが一番上位計画でございまして、ここにまとめさせていただいて、その下に先ほどの経営戦略ですとか、水道施設の更新計画というもので、下の方に行くほど、詳しく書いてあるということ考えてつくったところございまして、具体的に申しますと水道の方でいきますと、具体的にやるのはもちろん配水管の耐震化とか、あとは給水塔の整備というのが各区に給水車からつぐ給水塔の整備とか、もちろん応急給水体制の強化とか、あとは管の長寿命化、また先ほど説明ありましたけれども、施設の方も長寿命化していきますとか、そういった計画的な費用面も考慮しての計画的な整備というような形でするところなんですけれども、なかなか右側の現行の表現に比べまして、少し詳しくはさせていただいたところなんですけれども、その辺で御理解いただければということで考えておったところでございます。

○福永洋一 委員長 この計画については、事前に僕たちは説明を受けていますので、会派の中でも議論をしているんですね。自民党もそうですけれども、今回、私たちの会派で言えば、水道法というのがぼっと出ているものですから、じゃ水道法に何を踏まえてというの

が記載されていませんので、これは削除するか、きちんと書くかどっちかだという議論があるんですね。いきなり出したので、今後、検討されてください。今は、もう回答を求めません。島津委員、いいですか。

ほかにありませんか。

◆田尻善裕 委員 ごみの持ち去りの件でちょっとお尋ねします。15 ページ、資源物持ち去り防止の件で、今回、禁止命令に違反した者の氏名等をホームページで公開、買取業者等をホームページで公開というので、これは非常に抑止力があるという政策だと思うんですね。ただ、何か、今、人権がどうのこうのというような時代なので、そういうのをちゃんとクリアした上で、どういう形の公表の仕方、どれくらいの期間やるのかとか、そういう具体的なものは、もう考えていらっしゃると思いますか。

◎千原直樹 ごみ減量推進課長 ホームページで公表を今のところ予定をしております。まだ期間については、今から詰めてまいりたいというふうに考えております。

◆田尻善裕 委員 しっかり詰めて、そしてこういう形で公表になりますよと、実行前からどんどん告知していただけて、抑止力にさせていただきたいと思います。

○福永洋一 委員長 要望ということで。

ほかにありませんか。

◆吉田健一 委員 今までもごみ施策でいろいろさまざまお伺いさせていただいたんですが、今回、中間見直しの中にも 59 ページでマイクロプラスチックということで、もう SDGs でも大変問題になっているところで、ちょっと具体的にごみ施策でのお話を聞こうと思っているのですが、自治体情報誌 D - f i l e ということで、多分ほかの委員の方も見ていらっしゃるのではないかなと思うんですけども、これでちょっと熊本市と似た、米どころということで新潟市のお話があったので、ちょっと御紹介したいなと思っているのですが、植物由来のプラスチックということで、バイオマスプラスチックということで、ごみ袋をそれでつくっていると、そういった新たに他都市では実際に取り組んでいらっしゃる、12 月以降には、もう指定袋にも切りかえているような他都市もあるということでありました。

ここまで、今回のこういった中間見直し、また SDGs ということで、本市としても取り組んでいらっしゃる中で、実際に、これをやはりどういうふうにとめていらっしゃるかというところと、実際にいろいろ今もさまざまなスーパーでのごみ袋をそのまま使っている、先日の委員会でも触れさせていただきましたけれども、実際に今試験的にまたやろうとされているのがあれば、一度御紹介いただければと思います。よろしく願います。

◎村上慎一 廃棄物計画課長 今、御紹介いただきました上越市のごみ袋のことだと思います。以前、これにつきましては、私も調査の方をさせていただきました。また、政令市で言いますと京都市、北九州市もトウモロコシの油になりますけれども、こちらをごみ袋の方に 1%から 30%程度入れたものをつくっているということで聞き及んでおります。

私ども、プラスチック対策、昨年度からいろいろ検討しております。その中で、こういったものについても十分状況の方を今研究させていただいておりますので、今後、こういったものを含め、プラスチック対策全体の中で検討していきたいというふうには思っております。

先ほどちょっと御紹介がありました今エースの方で、ごみ袋の方を試験的に販売しているものなんですけれども、やがて3カ月になります。そちらで一度、検証したいと思っておりますが、現段階で売れ行きの方は余り枚数は伸びておりませんが、少しずつ、着実に買ったださる方がいらっしゃる。そういった中で、エースとお話をして、エースとしてはもうしばらく自分たちは続けてもいいですよというお話もいただいておりますので、そういった民間の御協力も得ながら、少しずつでもいいですから、市民の方にいろいろプラスチック対策を広報できるように、取り組んでいきたいというふうに思っております。

◆吉田健一 委員 ありがとうございます。

先ほどほかの委員からもお話がありましたとおり、またきょうも陳情に来られているというお話がありましたとおり、やはり具体的なことが求められている、また実際に実施しないといけないということでありますので、先ほどのお声もありがたいお話だと思います。引き続き、続けていただければと思います。

あと、最後にもう1件、御要望させていただければと思うのですが、6月議会で、私も触れさせていただきました。また、今回、荒川議員が一般質問で取り上げられたと思うのですが、ふれあい収集、すみません、私ごとで大変恐縮なんですけど、きのう地元の廃品回収に参加させていただいて、ちょっとその話をしたら、やはり余り残念ながら周知といいますか、知らなくて、お話を聞いたら、それはすごいですねということで、大変興味を、関心を持たれたところがございますので、再度、先ほど三島委員もおっしゃったとおり、直接お話をやはり持っていかれるというような、さまざまな取り組みが大事だと思いますので、本当に先ほどの東部堆肥センターと一緒にすけれども、よい取り組みだと思いますので、拡大に向けて取り組みをお願いしたいと思います。要望でございます。

◆三島良之 委員 最後になるかと思いますが、先ほどから罰則の話が再三出てきています。今度の皆さんからの故買禁止法という、盗品を買うのは、これは条例ではなくて刑法違反なんだよね。これは戦後からずっとあったんですよ。このことも含めて、しっかりとこれは非常に抑止力の中でも一番と思うんですよ。当然、買い手側はほとんど個人で来るのは、もうそういうのってわかるんですよ。全てではないかもしれませんがね。その辺のところをどう警察としっかりと連携をとっていくかということがポイントだろうと思いますので、ぜひそれだけをしっかりとお願いしておきます。

○福永洋一 委員長 要望でいいんですか。

◆三島良之 委員 要望で。

○福永洋一 委員長 要望ということで、よろしく申し上げます。

ほかありませんか。

◆田尻善裕 委員 今、先ほどからごみ袋の話も出ましたし、私がちょっとお尋ねしたいのは、今、新聞でも出ていますけれどもカラス、海外から渡ってきているということで、やはり相当多いカラスを見かけるんですけれども、それで収集のごみ、あれをあさるというので、どうにかならないかという相談もあるんですけれども、それがどういう状況かというのと、それと何か以前テレビで、カラスって黄色のごみ袋は余り見つけることができないみたいなこともあるので、そういうのが今度、新しくごみ袋というのを検討する中で、検討の中に入るものなのかもちょっとお尋ねしたいと思います。

◎村上慎一 廃棄物計画課長 カラス対策といたしましては、従来から行っておりますネットをかけるとか、8時半から出してくださいという夜中に出していただかないような周知ですとか、そういったものを今現在はやっているような状況でございます。先ほど、袋の色の話がありました。私ども、学識の方に、ぜひそういったのがあればということで、お尋ねしてみたところ、私たちが調べる限りではですけれども黄色が見えないという根拠はないということで、ちょっとお話をいただいております、その関係で、以前黄色を断念したというふうに聞いております。

◆田尻善裕 委員 非常におもしろいお話を聞きました。テレビでは何か効果があるという見解だったので、そこら辺はちょっと先生によって違うのかもしれませんが、そこら辺はさらに本当にごみの問題は市民にとっては一番身近な問題なものですから、ぜひこれからもいろいろ検討をさらに進めていただきたいと思います。

○福永洋一 委員長 要望ということで。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福永洋一 委員長 ほかになければ、以上で所管事務調査を終了いたします。

これより採決を行います。

議第168号を採決いたします。

本案を可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福永洋一 委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けた議案の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、環境水道委員会を閉会いたします。

午後 0時14分 閉会

出席説明員

〔環 境 局〕

局長

勝 谷 仁 雄

環境推進部長

森

正 美

環境政策課長 梶 田 一 郎
 環境共生課長 松 本 光 裕
 アジア・太平洋水サミット推進室長
 廣 瀧 宗 美
 資源循環部長 上 妻 賢 治
 廃棄物計画課副課長山 本 哲 也
 扇田環境センター所長
 東 誓 司
 事業ごみ対策室長 菅 本 康 博
 浄化対策課副課長 中 尾 健 児
 西部クリーンセンター所長
 小 林 弘 和
 東部環境工場長 畑 田 芳 雄

環境政策課副課長 中 村 清 香
 水保全課長 永 田 努
 環境総合センター所長
 近 藤 芳 樹
 廃棄物計画課長 村 上 慎 一
 環境施設課長 後 藤 滋
 ごみ減量推進課長 千 原 直 樹
 浄化対策課長 緒 方 宏 行
 北部クリーンセンター所長
 西 村 啓 治
 東部クリーンセンター所長
 外 山 誠

〔上下水道局〕

上下水道事業管理者白 石 三千治
 総務部長 永 戸 成 佳
 総務課副課長 岩 本 清 昭
 料金課長 小 池 保 典
 給排水設備課副課長坂 口 潔
 計画調整課長 上 田 信 一
 下水道整備課長 猪 口 浩 二
 維持管理部長 白 岩 武 樹
 管路維持課長 藤 本 仁
 水再生課長 正 代 徳 明

技監 堂 園 洋 昭
 総務課長 藤 本 泰 二
 経営企画課長 江 藤 徳 幸
 給排水設備課長 北 村 竜 彦
 計画整備部長 上 村 博 之
 水道整備課長 山 本 耕 作
 下水道整備課副課長上 妻 秀 明
 水相談課長 眞 杉 忠 伸
 水運用課長 木 村 利 信

〔議案の審査結果〕

議第 168 号 「指定管理者の指定について」…………… (可 決)